

契約変更に関する相談窓口の設置

円滑な変更協議に資するため、港湾空港関係の直轄工事受注者からの問合せや相談への対応を行う『契約変更に関する相談窓口』を本局(港湾空港部)に設置しています。

問合せ・相談は、下記のメールアドレス宛てにお願いします。

相談窓口の対象工事は、港湾空港関係(本官・分任官)の工事です。

問合せ・相談は、問合せのあったメールアドレス宛てに回答します。

